

歯科技工海外委託問題訴訟
原告団並びに支援者の皆様

平成23年8月吉日

歯科医療を守る国民運動推進本部
脇本征男

御礼と再出発のご挨拶

謹啓 時下、皆様におかれましては、ますますご清祥の御事とお喜び申し上げます。わが国は今、平成23年3月11日勃発の東日本大震災という史上未曾有の国難に対峙し、国民のあらゆる叡智と力を結集して立ち向かわなければならないその重大時にあります。被災された皆さまには心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げ、微力ながらお手伝いをさせて戴く覚悟を致しております。

ご承知の通り、歯科技工海外委託問題訴訟は平成23年2月15日、最高裁判所第3小法廷において審判の決定が下され、私たちにとっては残念ながら敗訴となりました。この間の皆様方からの筆舌に尽くせぬ絶大なるご支援に対し心から厚く御礼を申し上げます。

資金も組織もない個人グループが国を相手に訴訟する事については、当初より係争中も、いろいろなご批判がありました。まさか、最高裁まで続ける事ができる等とは正直、私たちも一抹の不安が無かった訳ではありません。しかし、ここまで続けられた事は皆様のご支援あっての成果であり、寄付金をはじめ諸々のご偉大なるご支持の賜物であります。お一人おひとりの温かいお心に深甚なる敬意を表し、重ねて厚く御礼を申し上げます。

今日まで、歯科技工海外委託問題に関して、国会議員は超党派で17名の先生方が取り組んで頂きました。また52の地方自治体（総人口2千600万人）が意見書採択し、国に提出され、その他、諸団体の活動等もマスコミでも広く報道され、2万名を超える署名収集や、国民歯科医療の安全安心の取り組みは広く国民的運動が展開されて参りました。

この運動を通じ、ご支援を戴く国会議員をはじめ、業界内外の諸団体、各分野の諸先生方から、私たちに対しありがたい心の糧（支え）ともいえる有形、無形のお宝を頂戴致しました。これは私たちと皆様とで築いた共有財産であります。

このような状況下で社団法人日本歯科技工士会（日技）前執行部は、業の基本であるこの問題を軽視し、控訴審中の和解（進行）協議で、絶好の機会到来の折り、裁判所の進めに従ってお願いした参加要請すらも断われ、今日、最高裁の結審に寄せるコメントもなく、問題見解公表すらありません。業界組織としての社会貢献能力も疑わしく、その姿勢が問われています。国民の健康は二の次にして、業者の利益誘導を唯一優先としか思えない、このような公益団体のあり方は国民の目にどのように写っているのでしょうか。

私たちは裁判終結が運動の終息と考え、ここまで辿り着くことができました。しかし、歯科技工の海外委託問題そのものは何ら解決を見ておりません。裁判によって皆様からこ

れだけ大きなご支援をいただき、社会的にも大きな反響と成果を得られながら、問題を未解決のまま放置したのでは、国民の健康不安は解消されません。ひいては、法に基づいて業を成している業界の資質と自浄作用が問われること必定であります。

日技の役員が改選され、新執行部には大いに期待するところではありますが、しかし、業界で働く3万5千名の歯科技工士に対して、日技組織率は約30%です。日技は業界中枢の団体として歴史的にも現実的にも最大の牽引力を有し、名実共に「歯科技工士の魂の象徴」であって欲しいと願ってやみません。私たちグループは日技会員は勿論、未加入会員、広く一般社会人にも声をかけ、国民のための真の歯科医療を求めて活動して参ります。

3月26日開催の当本部幹部会で審議の結果、訴訟原告団は3月31日ですべて解散し、残存諸問題を解決するため「本部」だけは継続して体制立て直しを図り、空白の期間を避けて、引き続き第二ステップとして活動していくことを決定致しました。

何よりも力強いのは、共に戦って来られた弁護士の方の川上詩朗先生が、この問題が解決するまで一分子として参加させて戴きたいとのご決意を吐露して戴いたことでもあります。

構成メンバーは新たに募ります。それぞれの立場から歯科技工士は今ままで良いのか、直すところがあるのか、また国民にとっても歯科技工士自身にとっても最善のシステムとはどんなことなのか等を一緒に考え、大いに議論し、解決策を模索しながら情報の発信源になり、運動の手助けをして参りたいと考えております。これまで蓄積した情報を広く活用し、講演会等を随時受け付けしそこで得られた浄財を、本会の運営活動資金等に充てて行きたいと考えております。サークルが多いほど運動は盛り上がります。規模の大小にかかわらず企画し申し込まれますようお願い申し上げます。一步一步、地道に前進を重ね、扉を開くよう努めてまいります。何とぞ当方の事情ご賢察の上、引き続き倍旧のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

厚生労働省はこれまで、歯科技工の海外委託に対して、「17年通知」、「22年通知」により、国外で作成する歯科医療の用に供する補てつ物について、その品質の確保に努め、周知してきたとされてきました。

しかし、平成2年2月のTBSテレビ「報道特集NEXT」の2回連続の衝撃的な放送内容の反響は絶大で、第174国会では3～4月にかけて、4人の超党派国会議員の先生方により、通知内容や現状について厳しい質問に基づき、激論が交わされました。

これに対し、時の長妻昭厚生労働省労働大臣は、「今年の十月をめどに、国内外を問わずで有りますけれども、歯科の補てつ物のいわゆるトレーサビリティ、作成工程の追跡が確保されるように歯科医師の皆さんのご意見も聞きながら対策を策定して参りたいというふうに考えております」との答弁でしたので、ある意味期待も含め楽しみに待っていたのですが、前向きに対応して戴いていた福島瑞穂消費者庁担当大臣と長妻昭厚生労働大臣は、交替の憂き目に会われ、慙愧に耐えませんでした。

その後、厚生労働省は予定よりはるかに遅れ、今年6月28日になってこの問題に関する3度目の通知発出となったわけです。

恒例の如く通知発出事前条件淘汰として、厚生労働省から日技に対し何らかのアクションがあったはずではありますが、情報は公開されておりますでしょうか。

平成17年3月18日発出の局長通知が、いつの間にか法制化されたが如く「歯科技工

録の作成が義務付けられている」全く言語道断何をか況や「撤回」を要望致します。

問題点は

- 1, 歯科技工を行う者に対する規制が欠如している。
- 2, 本件指針により、歯科技工士制度の存在意義が失われるおそれがある。
- 3, 歯科医師や歯科技工士への負担の強化が懸念される。

安全確保が単に場所と物のみであり、人に対する視点が欠落している本指針に基づく運用が定着されることは、将来的に、歯科医師と歯科技工士の更なる負担の強化が懸念される。よって本指針の部分的撤回あるいはあらため、さらに厚生労働省の責任として歯科技工海外委託問題に対する抜本的な解決策を定立することを求めます。

ご参考までに、技工士問題で過去の事実をご報告いたします。昭和 47 年春、愛知県歯科医師会は歯科技工助手（偽技工士）養成講習会計画を決定。愛知県技（村井瀨一会長）はいち早く抗議し、日技（中筋勇吉会長）は名古屋地方裁判所に昭和 47 年 8 月 8 日その禁止仮処分の申請をし、会員一人当たり 500 円（現在相当額 2000 円。当時の日技会費月額 700 円）の資金カンパを要請し、会員もこれに応えました。また、抗議集会に全国から集まった約 900 名が名古屋市内をデモ行進しました。地裁は同年 11 月 22 日申請を却下、これを不服とした日技は直ちに控訴しました。2年後、愛知県歯科医師会は「講習会を行わない」、日技は「控訴を取り下げる」という和解案が成立し、歯科技工助手養成講習会計画は廃止になりました。愛知県技の迅速な行動、日技執行部の歯科技工法を守るという毅然たる姿勢と適切な判断及び会員の全面的な協力が、最良の結果を生みだした事例です。

最後に、私事ながら、今春改選の日技役員選挙に出馬致しました。私たちの歯科技工業界に降りかかる最大の問題として、何が何でも解決しなければならないと思ったからです。しかしながら、その結果は有効投票数 62 票の内、わずか 5 票しか頂戴できず、自らの不徳の成せる業で、ご迷惑をお掛けした皆様方にこの場をお借りして心からお詫びを申し上げます。

ここで、残る予算内で資料を作成し、皆様方にお届け致しますとともに、一つの区切をつけさせていただきます。本来、拝眉の上御礼を申し上げるべきところ、略儀ながら書面でのお許しを賜ると共に、再出発の意思表示とご挨拶を申し上げます。

謹 白